

財務省告示第百六十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年三月十六日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	庫券連本 債承絡州 券継橋四 国債国										称国債の名	
	四第 回四 百二 十	回第 四第 百十 四	回第 四第 百十 三	回第 四第 百十 一	第 四第 百八 回	第 四第 百六 回	第 四第 百四 回	第 四第 百回	九第 回三 百九 十	六第 回三 百九 十	記 号	総額 面金額の
四三 百百 万四 円十 五億	十 六億 円	円十 二億 二千 万	十八 億円	二十 六億 円	十三 億円	十七 億円	二十 八億 円	百十 億円	八十 四億 円	百二 十億 八千 四	総額 面金額の	額面 金額の
	三百 厘三 円十 五銭	銭百 六厘 円二 十七	八百 厘二 円二 十銭	厘百 二厘 円七 銭七	銭百 二厘 円九 十七	銭百 二厘 円七 十六	銭百 七厘 円六 十一	六厘 円六 十七 銭	五百 厘円 三十九 銭	百円 三十六 銭	額面 金額の 買入 円	額面 金額の 買入 円